

補助事業評価シート

番号	15	章	施策6 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開
----	----	---	--------------------------

補助事業名	地域密着型サービス整備助成(小規模多機能型居宅介護施設)	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	18 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱				
19年度決算額 補助率	0 円 10 / 10	補助対象団体(者)	法人格のある団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	通いなれた介護サービス事業所の職員が利用者宅を訪問し、時には利用者が日常の通所により馴染みになった事業所に宿泊することのできる介護保険サービス(小規模多機能型居宅介護サービス)事業所を整備することにより、介護を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにします。				
団体(者)に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、小規模多機能型居宅介護の整備を支援します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設運営の内容(理念、具体的なケアの内容、職員体制等) ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書及び支出を証する書類		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定します。 ・審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針・理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認します。		
今後の課題	19年度は、5か所整備という目標に対し、成果は、1か所の整備の目処にとどまりました。今後は、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所の整備が進まない理由を踏まえて、整備方法を検討する必要があります。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>この補助金の総合評価はDです。 理由は、旧東戸山中学校区有地活用事業での整備の他には、19年度中の整備事業がなかったことによります。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。</p> <p>目標の設定</p> <p>目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人等の民間法人の力を活用することができ、効率的です。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>東京23区では特に整備が遅れている小規模多機能型居宅介護を、公有地の活用及び本補助制度の活用により、19年度目標5か所のうち1所を整備する目処が立ちました。しかし、残りの4か所の整備の目処が立っていません。</p>				
今後の改革方針	小規模多機能型居宅介護の整備が進まない状況は東京23区に共通の状態であることから、都市部における介護報酬額のあり方など制度的な問題の存在も想定されます。このため、21年4月に予定されている介護保険法改正に伴う介護報酬額の動向など小規模多機能型居宅介護をとりまく状況を見据えつつ、整備方法を検討していきます。				